

県指定有形文化財の指定

種別	てんせき 典籍の部		
名称	さんぶしょう 三部抄	員数	じょう 一帖
所有者	山形市（山形市旅籠町二丁目3-25）		
所在地	最上義光歴史館（山形市大手町一丁目53）		
特色	<p>慶長元(1596)年に著名な連歌師である里村紹巴<small>れんがし さとむらじょうは</small>によって書写され、山形藩主・最上義光の子・家親<small>もがみよしあき いえちか</small>へ贈られたもの。内容は、大歌人である藤原定家の作及び定家<small>ふじわらていか かたく</small>仮託の作品で、①詠歌之大概<small>えいかのたいがい</small>、②秀歌躰大略<small>しゅうかていたりやく</small>、③百人一首、④未来記、⑤雨中吟<small>うちゅうぎん</small>の5つ（①と②、④と⑤がそれぞれセットとなって「三部」と数える）から成る歌論書。</p> <p>奥書が二つあり、一つは慶長元(1596)年、紹巴73歳の時に書写され、当時15歳の家親に贈ったものであるという、作成経緯が記されている。この頃、義光も紹巴の指導を受け、長男・義康や最上一族・家臣たちも連歌を嗜んでおり、最上家では「最上連歌衆」ともいうべき盛り上がりを見せている。もう一つは、慶長10(1605)年に連歌に執心していた小野忠明<small>おのただあき</small>に最上家親から「三部抄」が譲られたことが、紹巴の長男・玄仍<small>げんい</small>によって記されている。そのほか、①詠歌之大概<small>えいかのたいがい</small>の冒頭見出し下に「勝安芳(房カ)」の蔵書印があり、幕末には勝海舟が所蔵していたことも分かる。</p> <p>紙本墨書。縦17.4cm×横17.5cm。 そのほか箱と極札がある。</p>		
指定の意義	<p>「三部抄」は、戦国期から江戸期において、連歌が武将・大名・旗本らにとって身につけるべき教養の一つであったことを示しているほか、最上家当主と家族・一族と家臣たちの教養の高さと文芸活動の広さをも示すものと言え、本県の戦国大名の文芸活動や人的交流を知るうえで価値が高い。</p> <p>なお、本件は、昭和34(1959)年に本県有形文化財に指定していたが、県外へ転出したため、昭和57(1982)年に指定を解除している。その後、平成28(2016)年に山形市の所有となり、価値が確かであるため、再度指定を行うものである。</p>		

